

令和7年2月定例会

(2025年)

市議会議案

(追加議案)

報告第3号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
議案第45号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報 告 第 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
議案第 4 5 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	7	5

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年2月27日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和7年 2月17日	334,455円	令和7年1月9日午前8時41分頃、南消防署職員運転の救急車が、高城児童会館南西側付近の吹田市高浜町14番地先の市道において、切り返しのため後進したところ、同車の左前部が、同市道沿いの住宅の敷地に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に接触し、同車が損傷したものです。

議案第 4 5 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 3 3 年吹田市条例第 3 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補

（ 1 ）

償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

(2)

